

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………一
……………(保健医療局健康安全全部健康安全課)……………一

告示

○東京都後期高齢者医療広域連合の規約の変更届出……………一
……………(総務局行政部政課)……………一
○東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条の規定による図書類の指定……………一
……………(都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課)……………一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
……………(同)……………三
○港湾施設の臨時休場……………(港湾局港湾経営部経営課)……………四
○教習指導員審査の実施……………四

規則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年五月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八号

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則(昭和三十九年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第七条第三号中「別表第二」を「別表」に改める。

別表第一第一の部一の款3の項中「二千五十円」を「二千円」に改め、同部二の款3の項及び5の項中「四百円」を「五百二十円」に改め、同部7の項中「赤痢アメーバ抗体半定量」を「赤痢アメーバ抗体定性」に改め、同部三の款1の項(1)中「四百円」を「五百二十円」に改め、同部2の項(1)ア中「二千九百六十円」を「三千八十円」に改め、同項(3)中「二千四百円」を「二千五百二十円」に改め、同項(5)イ中「五千五百三十円」を「五千七百七十円」に改め、同部四の款1の項(3)ウ中「千十円」を「九百九十円」に改め、同表を別表とする。

附則

1 この規則は、令和八年六月一日から施行する。
2 この規則の施行の際、現に試験又は検査の依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第六百六十七号

東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更する届出を受理したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第五項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和八年五月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 受理年月日

令和八年三月三十一日

二 変更の内容

次に掲げる経費を令和八年度及び令和九年度に限り、各区市町村の負担とする。

- (一) 審査支払手数料相当額
- (二) 財政安定化基金拠出金相当額
- (三) 保険料未収金補填分相当額
- (四) 保険料所得割減額分相当額
- (五) 葬祭費相当額

三 変更の理由

後期高齢者医療の保険料の軽減に係る経費を各区市町村が支弁することとするため。

四 変更期日

令和八年四月一日

●東京都告示第六百六十八号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和八年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌 コード及び発行業者	指定理由
四三六〇	雑誌	ジュネットコミックス 474 ピアスシリ ズ685	著しく性的感 情を刺激し、 青少年の健全 な成長を阻害 するおそれが ある。
四三六一	雑誌	ジュネットコミックス 475 ピアスシリ ズ686	同右
四三六二	書籍	Clair Tlco mics やさしい隣人に囚われ てく愛執のフルラージュ ユ	同右

●東京都告示第六百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

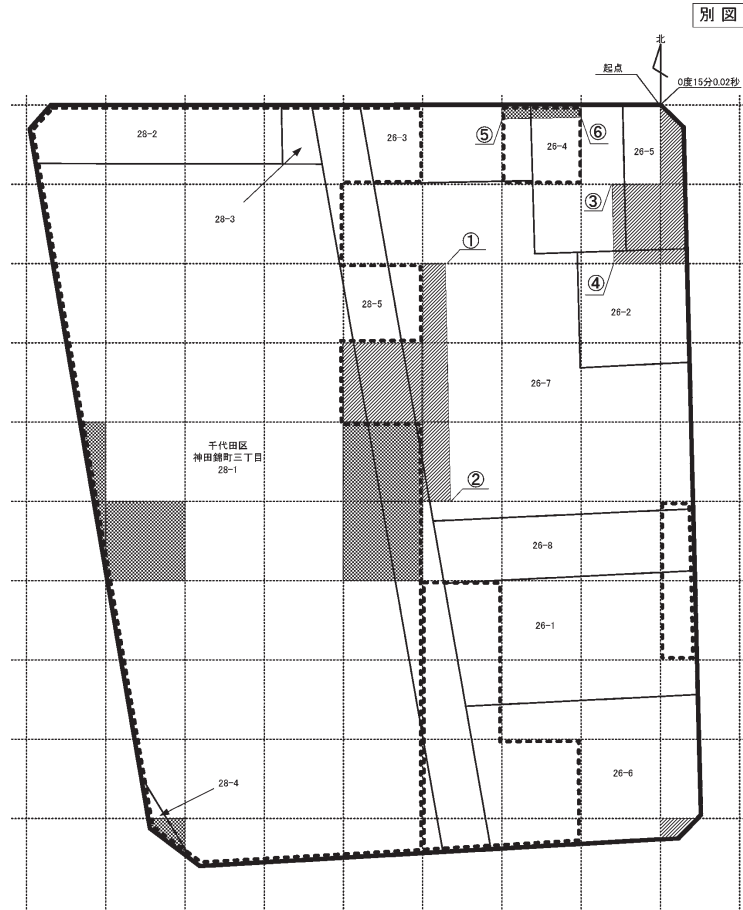
令和八年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区神田
錦町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその
化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物



凡例

-----	単位区画	-----	調査対象地	▨	形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
———	筆境界	▨		▨	形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示第544号により指定した区域)
———	敷地境界				

— 起点 —
 起点は、次の座標とする。
 X座標:-33968.681
 Y座標:-6674.020
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度(0度15分0.02秒)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

— 座標 —

測点	X	Y
起点	-33968.681	-6674.020
①	-33988.565	-6700.527
②	-34018.568	-6699.886
③	-33978.656	-6679.718
④	-33988.657	-6679.503
⑤	-33970.150	-6684.027
⑥	-33969.936	-6684.026

●東京都告示第六百七十号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百五十号に
 より指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三
 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
 とおり告示する。

令和八年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区永田町
 一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びそ
 の化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

<p>普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和8年6月15日（月曜日）から同月19日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する</p>	<p>日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和8年5月28日（木曜日）及び同月29日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和8年5月18日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>12,000円。ただし、審査細目を免除される者は、警視</p>	<p>庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード</p> <p>イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276</p>
---	--	---

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

